

羽生市キャッシュレス決済導入業務仕様書

1 事業名

羽生市キャッシュレス決済導入業務

2 概要

本仕様書は、市民生活課及び健康づくり推進課における窓口のキャッシュレス決済（クレジットカード、電子マネー及び二次元コード決済等）に関する仕様を定めるものである。

3 設置場所、設置台数等

- （１）市民生活課：自動釣銭機付ＰＯＳレジ端末及びキャッシュレス決済端末 各１台
- （２）健康づくり推進課：モバイル型キャッシュレス決済端末 １台

4 導入スケジュール

- （１） 契約 令和８年１１月中旬
- （２） 機器の納入、設置、初期設定及び動作確認 令和９年１月下旬
- （３） 操作研修 令和９年２月上旬（契約後要調整）
- （４） 運用開始 令和９年２月２６日（金）まで

5 業務内容

自動釣銭機付ＰＯＳレジ端末及びキャッシュレス決済端末並びにモバイル型キャッシュレス決済端末の納入、設置、初期設定、職員向け操作研修、保守対応を含む一式の業務とする。

6 調達機器等

- （１）自動釣銭機付ＰＯＳレジ端末の仕様等
 - ア ＰＯＳレジ端末とは、ＰＯＳシステムを有する機器その他動作に必要な周辺機器一式とする。
 - イ ＰＯＳレジは、キャッシュレス決済端末と連動することとし、現金、キャッシュレス決済（クレジットカード、電子マネー及び二次元コード決済等）のいずれにも対応できるものとし、設置場所に応じたレジの設定やネットワーク設定等の必要な設定を行うこと。

ウ 窓口等で入金した情報の各種集計については、簡単な操作でいつでも確認ができる仕組みを提案すること。なお、各種集計情報の確認は、業務中及び業務終了後の実施に対応できるものであること。

エ ディスプレイはタッチパネルとし、来庁者側及び職員側の双方にディスプレイを備えたセミセルフ型で、来庁者側のディスプレイで自ら支払に関する操作ができるものとする。

オ 来庁者用ディスプレイに支払方法の選択肢が表示され、支払方法を選択することができ、支払額、内訳、投入金額及び釣銭が表示されること。

カ 自動釣銭機は、常時、機内の現金残高を自動的に集計することができる機能を有し、POSレジと現金残高情報を共有できること。

キ 物品の販売による在庫を把握する必要があるため、POSレジと連動した在庫管理機能を有すること。

(2) キャッシュレス決済端末の仕様等

ア タッチ決済リーダー及び接触ICリーダーを搭載した一体型端末であり、PIN入力に対応し、かつ、二次元コード読取り用のカメラを搭載していること。

イ 窓口利用者が自らカードの挿入若しくはタッチ又は二次元コードの提示等を行うことにより、窓口職員がカードを預かることなく決済できること。

ウ クレジットカード決済、電子マネー決済、二次元コード決済が可能であること。

エ 決済誤り等が発生したときに返金に係る取消処理等が容易に行えること。

(3) モバイル型キャッシュレス決済端末の仕様等

ア 前号のキャッシュレス決済端末の仕様と同等以上の仕様とする。

イ ネットワーク設定等の必要な設定を行うこと。

ウ 通信方式は、SIMカードによるものとする。

エ バッテリー駆動時間は、満充電後8時間以上稼働するものとする。

オ モバイル端末に内蔵されたプリンタから、決済完了後直ちに利用明細書を発行できるものとする。

(4) POSアプリ機能要件

ア 市民生活課のPOSレジ端末及び健康づくり推進課のモバイル型キャッシュレス決済端末には、対象サービス、単価及び数量を登録し、売上情報をクラウド上の管理画面へ連携できるPOS機能を搭載すること。

イ 登録した情報はクラウド上で保持し、発注者が取扱日時、施設名、取扱窓口、品目ごとの決済種別（クレジットカード、電子マネー、二次元コー

ドのブランド別)、対象サービス(証明書等の個別名称等)、単価、数量、売上高、会計日時等の情報を最低限ダウンロードできること。

ウ 品目ごとの決済種別については、CSVで出力可能なこと。例を以下に示す。ただし、支払科目に該当する表示ブランドは契約によるものとする。

店舗コード	店舗	日付	商品コード	商品	価格	支払種別	支払科目	販売数量計	販売金額計
	1 ●●課	20220401		1 住民票の写し	300	現金	現金	324	8
	1 ●●課	20220401		1 住民票の写し	300	クレジット	VISA	2	
	1 ●●課	20220401		1 住民票の写し	300	クレジット	MasterCard	1	
	1 ●●課	20220401		1 住民票の写し	300	電子マネー	交通系電子マネー	3	
	1 ●●課	20220401		1 住民票の写し	300	電子マネー	Nanaco	5	
	1 ●●課	20220401		1 住民票の写し	300	電子マネー	Woon	1	

エ 市民生活課のPOSレジ端末について、品目ごとに利用可能な支払手段を設定し、必要に応じて現金のみに限定できること。

オ 今後、POSが連動するモバイル型決済端末や券売機を導入した際に、同一管理画面で各種データの集計を行うことができること。

カ 現金会計の際のレシートには「領収書」、キャッシュレスにて会計したレシートには「利用明細書」という文言を記載できること。

7 機器の搬入、設置業務

機器の搬入、設置作業等は、次のとおり行うこと。なお、機器に必要な電源やインターネット接続用の回線については、発注者が用意するものとする。

- (1) 搬入は市役所開庁時間内とするが、機器の設置作業は、午後5時30分以降に行うものとする。
- (2) 搬入・設置等で発生する不要資材等は、受注者の責任において処分すること。費用が発生する場合は、その費用を計上すること。
- (3) POSレジ端末・キャッシュレス決済端末等の初期設置費用を見積金額に含めること。
- (4) キャッシュレス決済が可能である旨の標識は、受注者の負担で用意すること。
- (5) 本業務で導入及び設置する機器は、市が別に用意するインターネット回線に接続し、安定して稼働するよう設定を行うこと。ただし、モバイル型決済端末は、SIMカードによる通信とし、SIMカードの調達及び通信料金の負担は、発注者とする(利用可能なSIMカードを受注者が提案すること)。

- (6) 各機材はLANケーブルにて有線接続することを基本とする。なお、POSレジについては、有線又は無線のいずれによる接続とするかを提案すること。
- (7) LANケーブル等の運用管理上必要な消耗品も含めたアクセサリ類は受注者が、レジ設置場所までのLAN配線及び電源タップ等の敷設は発注者が行うものとする。

8 キャッシュレス決済対応業務

(1) 対応ブランド

最低限、次に掲げる全ての決済手段に対応していること。

- ア クレジットカード (Visa、Mastercard、JCB)
- イ 電子マネー (交通系IC電子マネー (Suica、PASMOを含む。)、nanaco、WAON)
- ウ コード決済 (PayPay、d払い、楽天ペイ、au PAY)

(2) 決済代行業務について

ア 受注者又は受注者と連携して決済代行業務を行う事業者は、地方自治法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者として市の指定を受けるために必要な要件を満たすこと。また、市が行う指定手続に必要な書類を提出すること。

イ 指定納付受託者は、キャッシュレス決済の収入金額を、原則、毎月末日を締め日として集計し、翌月末日までに、本市指定の口座に納付すること。なお、キャッシュレス決済の手段、決済ブランド又は支払方法の種類を問わず、一括で納付すること。これにより難しい場合は、締め日、納付日及びその理由を企画提案書に明記すること。

ウ 前述の納付に要する振込手数料は、指定納付受託者が負担すること。

エ 決済代行業務の全部又は一部を第三者に行わせる場合は、あらかじめ書面により発注者の承認を得ること。

オ POSレジの提供事業者とキャッシュレス決済事業者が異なる場合は、その役割分担、契約関係及び責任体制を企画提案書に明記すること。

(3) キャッシュレス決済手数料

指定納付受託者は、決済収入の総額を市の指定口座へ納付すること。決済手数料は、受注者が指定納付受託者その他の決済事業者に係る手数料を取りまとめて市に請求し、市は当該請求書に基づき別途支払うこと。この場合において、キャッシュレス決済の収入金額及び取扱手数料の内訳明細をインターネット上で確認することができること。

(4) キャッシュレス決済代行に関する契約

受注者は、キャッシュレス決済の導入にあたって、各決済事業者との契約
手続について、機器導入前までに取りまとめること。

9 周辺機器類の機能要件

(1) レシートプリンタ

受注者は、市民生活課にレシートプリンタ1台を導入し、設置すること。
この場合において、その費用はイニシャル費用に含めること。健康づくり推
進課については、モバイル型キャッシュレス決済端末の内蔵プリンタを使用
すること。なお、レシートには、手数料等の名称、合計金額、決済手段、取
引日時及び各レジにて会計ごとに紐づく一意の番号を印字できることとする。

(2) 自動釣銭機

POSレジと連動して動作し、POSレジで確定した釣銭額に基づき、釣
銭を自動的に払い出せること。受注者は、自動釣銭機の導入及び設置を行う
こと。

(3) ルーター

発注者が別に調達する光回線終端装置に接続し、本業務で導入及び設置を
行う機器と接続し、安定に稼働するよう設定を行うこと。

10 研修及びサポート体制

(1) 職員への操作説明

導入機器に関する職員向け研修を実施すること。研修は対面形式で2
回以上実施するものとし、実施時間は、原則、市役所開庁時間外とする。
また、1回当たりの実施時間は1時間程度を目安とする。実施時期等は、
契約後に協議の上、決定する。

(2) 操作説明の内容

- ア POSレジでの現金・キャッシュレスでの支払・受付に関すること。
- イ 返金及び会計処理後のキャンセルが生じた場合の処理に関すること。
- ウ POSレジ等での集計（日次、月次、年次）に関すること。
- エ システムエラー、機器のトラブルなどの処理に関すること。
- オ レシートなどの消耗品の交換に関すること。
- カ その他、受注者からの提案によるもの

(3) マニュアルの作成

機器のセットアップ及び機器の操作等に関して、発注者が容易に行うこと
が可能な、分かりやすいマニュアルを提供すること。

1 1 保守

- (1) 機器のメーカー保証期間、保証内容及び有償保守による延長の可否を企画提案書に明記すること。また、運用開始後5年間の保守提供が可能であること。
- (2) 機器に搭載されているソフトウェア等について、運用開始後5年間の保守提供が可能であること。また、保守契約期間中に正常な運用又はセキュリティの確保のため必要となるソフトウェアの更新については、当該保守費用に含めること。
- (3) 問合せ窓口を設置し、窓口を一本化すること。
- (4) 機器の操作方法や使用上のトラブルなどの電話・メール等のサポートを行うこと。サポートは、開庁日の午前8時から午後6時までが対応可能であること。
- (5) 窓口の運用時間内において故障・不具合があった場合は、技術者の派遣等により対応することとし、特に稼働から1か月までは、重点的なサポートが行えること。対応時間及び対応方法は企画提案書に明記すること。

1 2 情報セキュリティ

- (1) クレジットカード決済について、オンラインによる与信照会（オーソリゼーション）を行い、承認結果及び承認番号を即時に取得できること。
- (2) PCI DSS（Payment Card Industry Data Security Standard）の現行基準に準拠したサービスであり、市のシステム及び端末にカード情報を保存しない方式であること。
- (3) 決済端末は、PCI PTS（Payment Card Industry PIN Transaction Security）の現行基準に準拠していること。
- (4) カード情報、決済情報は暗号化した上でカード会社等へ送信する機能を有していること。

1 3 見積書作成

イニシャル費用、ランニング費用、決済代行手数料を区分して作成すること。

- (1) イニシャル費用 本仕様書に定める「7 機器の搬入、設置業務」に記載されている項目など、導入に係る費用を記載すること。
- (2) ランニング費用 本仕様書に定める「1 1 保守」に定める費用や機器等の使用料を1か月の費用（単価）として記載する。サービスの課金開始日にかかわらず、令和9年1月1日から同年3月31日までの3か月分を

見積もること（実際の課金開始日は、契約締結前の協議により決定する。）。参考に、令和9年4月1日から令和14年3月31日までの60か月分の経費を提出すること。この場合において、当該参考経費は、価格点その他の審査得点の算定には使用しない。

- (3) 決済代行手数料 キャッシュレス決済代行手数料は、決済手段・ブランド別の手数料（任意様式）と併せて「様式第4号キャッシュレス決済手数料率表及び年間手数料見込み算出表」を用いた資料を提出すること。

1.4 その他

- (1) 本業務で調達する機器等は、全て新品とすること。また、機器の貸与がある場合は貸与期間を明記すること。
- (2) 運用開始後の決済方法や決済ブランドの追加等について、対応可能な仕組みを有すること。
- (3) 導入場所において、利用者にキャッシュレス決済が可能であることを案内するため、受注者の負担により取扱ブランドを提示すること。
- (4) 導入スケジュール、各種設定内容、設置場所、機器操作説明の内容等については、発注者と協議の上決定すること。
- (5) 本事業は、国の「地域未来交付金（デジタル実装型）」の対象事業であるため、受注者は、申請、実績報告その他必要な手続に係る資料の作成及び提供に協力すること。
- (6) 疑義が生じた事項については、本市と受注者で協議の上、対応方法を決定すること。